

平成 22 年度事後評価シート（平成 21 年度に実施した施策）

施策名	7. 環境保健対策の推進	評価年月日	平成 22 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	環境保健部 企画課長 弥元 伸也		

① 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第〇部)			平成 21 年版環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ (※366 ページ以降)		
政策(章)	2章	環境保全施策の体系	政策(章)	6章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2節	5 環境保健対策、公害紛争処理、環境犯罪対策			
その他関連する個別計画					

※環境・循環型社会・生物多様性白書「平成 21 年度環境の保全に関する施策・平成 21 年度循環型社会の形成に関する施策・平成 21 年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」から該当箇所を記載

② 施策について

施策の方針	公害による健康被害について、予防のための措置を講じ、被害の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては、汚染者負担の原則を踏まえつつ、迅速な救済・補償を図る。				
		H19 年度当初	H20 年度当初	H21 年度当初	<備考>
予算動向	金額(単位:千円)	22,317,748	22,888,073	24,561,320	
	一般会計	22,317,748	22,888,073	24,561,320	
	特別会計	-	-	-	
施策を構成する具体的手段	【公害健康被害対策(補償・予防)】				
	・「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づく公害健康被害に対する補償と予防。				
	【水俣病対策】				
	・水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化及び情報発信。				
【石綿健康被害救済対策】					
・「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく、石綿による健康被害者及びその遺族の迅速な救済。					
【環境保健に関する調査研究】					
・近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されている花粉症や熱中症等の環境因子についての調査研究。					

③ 施策の方針に対する総合的な評価

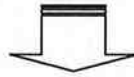
【公害健康被害対策(補償・予防)】
○公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進及び環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者への補償及び健康被害の予防に成果があった。
【水俣病対策】
○水俣病被害者救済特措法に基づき、救済措置の方針の策定を進めており、訴訟中の水俣病不知火患者会とは和解協議を行い、熊本地裁の出した所見を原告・被告双方が受け入れる等、水俣病問題の解決に向けて取り組んでいる。
○医療手帳及び保健手帳の交付者に対する医療費等の支給、水俣病発生地域の環境福祉対策、水俣病の経験の国内外への発信を着実に進めている。
【石綿健康被害救済対策】
○石綿による健康被害の救済に関する法律(救済法)に基づき、平成 21 年度末までに 5,892 件(平成 20 年度末:4,552 件)

が認定されており、被害者の救済は着実に進んでいる。

- 「石綿の健康影響に関する検討会」において、石綿の健康リスク調査結果(6地域)を平成 21 年度初めに取りまとめ、その結果も踏まえ、今後の石綿健康被害救済関連施策や指定疾病の見直しのための検討材料とするため、一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査(7地域)、石綿健康被害救済制度に関する海外動向調査、被認定者に関する医学的所見等の解析調査、指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査等を実施し、データや知見の集積を行った。
- 平成 21 年 10 月に「石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会報告書」を取りまとめ公表した。
- 平成 21 年 10 月に「石綿健康被害救済制度の在り方について」中央環境審議会に諮問した。
- 平成 22 年3月に同審議会石綿健康被害救済小委員会において「石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について」(案)が取りまとめられ意見募集(パブリックコメント)を行った。

【環境保健に関する調査研究】

- 花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測について、前年度の結果等を基に予測モデル精緻化を進めた。
- 黄砂の健康影響についての、情報収集及び疫学調査を実施した。
- 電磁界・熱中症・紫外線については環境保健に関するマニュアル等を提供することにより、広く一般国民への普及啓発を行った。



④今後の主な課題

【公害健康被害対策(補償・予防)】

- 公健法による被認定者への補償及び公害による健康被害の予防。
- 幹線道路沿道の局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査の集計・解析。

【水俣病対策】

- 水俣病被害者救済特措法に基づく救済措置等の実施。
- 公健法の認定申請者に対する検診及び審査の実施
- 国家賠償請求訴訟の和解所見に基づく判定等の実施、和解の成立及びその他の訴訟への対応。
- 水俣病発生地域における環境福祉対策の一層の推進。
- 水俣病経験の国内外への更なる情報発信及び国際的な取組への積極的対応。

【石綿健康被害救済対策】

- 石綿による健康被害の実態について十分調査・把握し、制度の施行に反映させる。
- 平成 22 年度内に、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

【環境保健に関する調査研究】

- スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの更なる精緻化及び、時間単位の予測の実施。
- 黄砂の健康影響について科学的検証。
- 最新の科学的知見を把握し、電磁界・熱中症・紫外線に関する科学的に正確な情報の普及啓発。



⑤今後の主な取り組み

【公害健康被害対策(補償・予防)】

- 公健法の被認定者に対する補償の確保及び療養・福祉施策の充実、並びに公害健康被害の予防を引き続き図るとともに局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)の結果をとりまとめる。

【水俣病対策】

- 水俣病被害者救済特措法に基づき、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に向けた取組を進める。
- 公健法の認定申請者の円滑な検診及び審査を促進するとともに訴訟への迅速な対応を図ることにより紛争の解決に努める。
- 水俣病発生地域の健康増進・健康不安の解消・地域社会の絆の修復の充実を図る。

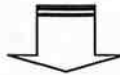
- 水俣病経験の普及啓発セミナーを開催する。
- 水俣病に関する調査研究を推進する。

【石綿健康被害救済対策】

- 石綿健康被害救済制度の見直しのため、法律の施行状況を踏まえ、諸課題について整理検討を行う。
- 一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査、石綿健康被害救済制度に係る動向調査、石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査・還元等事業等を実施し、知見やデータを収集する。

【環境保健に関する調査研究】

- スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化を図るとともに、時間単位の飛散予測について予測システム試行版を構築する。
- 黄砂に健康影響について知見を収集し、更なる疫学調査を実施する。
- 情報収集を継続し、必要に応じて環境保健に関するマニュアルの更新を行う。



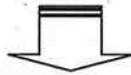
施策の方向性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
	⑤	定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	④・⑤

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標7-1	<p>公害健康被害対策(補償・予防)</p> <p>公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視及び局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究等を行うことで、迅速かつ公正な補償及び予防を図る。</p>
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	6章6節 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策
関係課・室	企画課、保健業務室
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進及び環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者への補償及び健康被害の予防に成果があった。</p> <p>【必要性】</p> <p>○公害健康被害者に対する補償を確保し、また、公害経験による教訓を活かし、健康被害の予防を図っていくことは環境行政の重大な責務である。</p> <p>【有効性】</p> <p>○被認定者に対する補償を適正に実施した。また、健康被害予防事業等を実施し、健康被害の予防を図った。</p>

	<p>【効率性】</p> <p>○公健法による被認定者に対する補償に係る事務及び保健福祉事業については、地方公共団体への事務費交付金、独立行政法人環境再生保全機構への補助金等により、各地域で必要とされている事項について着実に実施した。また、健康被害予防事業等については、地域住民のぜんそく等の発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点化を図り、ニーズを踏まえた事業の見直しを行うなど、患者や地方公共団体の要望に適切に対応した。</p>
--	--



<p><今後の展開></p> <p>○公健法による被認定者に対する補償及び公害健康被害予防事業等については、地方公共団体等への事務費交付金、補助金の適切な交付により、迅速かつ公正で効果的・効率的に実施する。なお、公害健康被害予防事業においては、ソフト3事業(健康相談、健康診査、機能訓練事業)の事業実施効果を測定・把握するための調査を平成22年度より実施する。</p> <p>○地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係については、引き続き、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、環境汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。</p> <p>○幹線道路沿道の局地的大気汚染と健康影響との関係については、十分な科学的知見がないことから、平成17年度から小学生を対象とした学童コホート調査を、平成18年度から幼児を対象とした症例対照調査を、平成19年度から成人を対象とした疫学調査をそれぞれ実施し、得られたデータについて、集計・解析し、結果を取りまとめる。</p>	
--	--

	<p>水俣病対策</p>
<p>目標7-2</p>	<p>水俣病については、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究を進める。</p>
<p>環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ</p>	<p>6章6節 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策</p>
<p>関係課・室</p>	<p>特殊疾病対策室</p>
<p>評価・分析</p>	<p>【達成の状況】</p> <p>○医療手帳及び保健手帳の交付者に対する医療費等の支給、水俣病発生地域の環境福祉対策、水俣病の経験の国内外への発信を着実に進めており、平成21年7月に公布・施行された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、救済措置の方針の策定を進めており、訴訟中の水俣病不知火患者会とは和解協議を行い、熊本地裁の出した所見を原告・被告双方が受け入れる等、水俣病問題の解決に取り組んでいる。</p> <p>【必要性】</p> <p>○平成16年の関西訴訟最高裁判決を機に、新たに水俣病問題をめぐって多くの方が救済を求めており、公健法に基づく判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止め、その救済を図ることが必要である。</p> <p>○水俣病に関する迅速かつ着実な補償、救済のため、「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)及び水俣病総合対策医療事業を円滑に実施することが必要である。</p> <p>○すべての水俣病被害者の方々が地域社会の中で安心して暮らせるようにするため、水俣病被害者に関連する医療と地域福祉を連携させた取組や地域の再生・融和(もやい直し)を推進することが必要である。</p> <p>○水俣病のような悲劇が二度と繰り返されないようにするため、次世代への教訓の継承や国内外(国内は水俣病発生地域以外にも、海外、特に水銀汚染が発生している東南アジア等の発展途上国)への情報発信を進めることが必要である。</p>

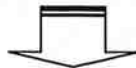
	<p>【有効性・効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水俣病被害者救済特措法に基づき、救済措置の方針を策定し、また、国家賠償訴訟においては熊本最大の訴訟団体との和解協議を進め、和解の基本的合意が成立した。 ○「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づく認定者に対し、原因企業により補償が行われ、水俣病総合対策医療事業における医療手帳・保健手帳交付者に対して国及び県により医療費等の支給を実施しており、水俣病被害者の救済を進めた。 ○水俣病発生地域の環境福祉対策は、地元の地方公共団体、関係団体等のニーズを踏まえた、幅広い主体の参加により事業を展開することが求められているが、こうした考え方に基づき胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業や離島等の僻地における医療・福祉推進モデル事業等の取組を進めており、有効かつ効率的に実施している。 ○水俣病経験の普及啓発セミナーの開催等を通じて、水俣病の経験について、国内外(国内は水俣病発生地域以外にも、海外、特に水銀汚染が発生している東南アジア等の発展途上国)への発信を進めている。
--	--



<p><今後の展開></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○水俣病被害者救済特措法の救済措置の方針に基づき、対象者の判定等を進めるとともに、認定審査の円滑な実施及び国家賠償訴訟の和解所見に基づく判定等の実施、和解の成立等、訴訟への迅速な対応を図ることにより紛争の解決に努める。 ○水俣病発生地域の環境福祉対策(胎児性水俣病患者等の地域生活支援、離島等の僻地における医療・福祉推進モデル事業等)及び再生・融和(もやい直し)を引き続き推進する。 ○水俣病経験を国内外へ引き続き発信する。 ○水俣病に関する調査研究を引き続き推進する。 	

<p>目標7-3</p>	<p>石綿健康被害救済対策</p>
	<p>石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。</p>
<p>環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ</p>	<p>6章6節 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策</p>
<p>関係課・室</p>	<p>石綿健康被害対策室</p>
<p>評価・分析</p>	<p>【達成の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○石綿による健康被害の救済に関する法律(救済法)に基づき、平成21年度末までに5,892件(平成20年度末:4,552件)が認定されており、被害者の救済は着実に進んでいる。 ○「石綿の健康影響に関する検討会」の健康リスク調査結果(6地域)を平成21年度初めに取りまとめ、その結果を踏まえ、今後の石綿関連施策や指定疾病の見直しのための検討材料とするため、一般環境経由による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査(7地域)、石綿健康被害救済制度に関する海外動向調査、被認定者に関する医学的所見等の解析調査、指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査等を実施し、データや知見の集積を行った。 ○平成21年10月に「石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会報告書」を取りまとめ公表した。 ○平成21年10月に「石綿健康被害救済制度の在り方について」諮問した。 ○平成22年3月に「石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について」(案)を取りまとめ

	<p>意見募集(パブリックコメント)を行った。</p> <p>【必要性】</p> <p>○石綿による健康被害者の多くは重篤な病気を発症するとも知らずに石綿にばく露し、自らに非がないにもかかわらず、いつどこで受けた石綿ばく露が原因か不明なまま、何の救済も受けられないまま死亡する、という状況にあったが、救済法の施行により迅速な救済措置が図られている。しかし、被害の発生状況を見ると、中皮腫の患者数は徐々に増加しており、今後しばらくは、増加すると予想されているため、引き続き迅速な救済のための措置を重点的に実施していく必要がある。</p> <p>○石綿については上記のような特殊性があることにかんがみ、健康被害者の迅速かつ安定した救済の観点から、救済給付に必要な費用については、民事責任(損害賠償責任)とは切り離し、広く事業主、国及び地方公共団体が全体で負担する必要がある。</p> <p>【有効性】</p> <p>○平成21年度末時点において実質7,625件(平成20年度末:6,557件)の申請が行われ、うち5,892件(平成20年度末:4,552件)が認定されている。</p> <p>【効率性】</p> <p>○中央環境審議会に医学的判定のための部会、小委員会、審査分科会を設置し、効率的に医学的判定を進めている。(平成21年度末時点において、環境再生保全機構から医学的判定の申出を受けた4,516件中、4,416件(平成20年度末:3,557件中、3,440件)について医学的判定を実施。)</p>
--	--



<今後の展開>	
<p>○引き続き、石綿による健康被害の救済に関する法律(救済法)の着実かつ円滑な施行に努める。</p> <p>○救済法において、国は石綿健康被害の予防に関する調査研究の推進に努めなければならないこととされていることを踏まえ、平成22年度以降、以下の調査を実施し、知見やデータを収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査 ・石綿健康被害救済制度に係る動向調査 ・石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査・還元等事業等 <p>○法施行後5年以内見直しのため、法律の施行状況を踏まえた諸課題について整理検討を行う。</p>	

	<p>環境保健に関する調査研究</p> <p>近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されており、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。</p> <p>①花粉症についての情報や花粉の飛散予測等について、一般に情報提供を行い、花粉症の発症・増悪の予防を進める。</p> <p>②黄砂の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。</p> <p>③熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について、科学的な知見を収集し、一般に普及啓発を行う。</p>
目標 7-4	
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	6章6節 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策
関係課・室	環境安全課

評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>①花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測について、より精緻なモデルを構築できた。</p> <p>②黄砂の健康影響について、国際的知見を収集した上で疫学調査を実施し、知見の集積が進んだ。</p> <p>③電磁界についての知見をまとめた冊子「身のまわりの電磁界について」を作成した。また、熱中症・紫外線については熱中症保健指導マニュアルを作成し、広く一般国民への普及啓発を行った。</p>
	<p>【必要性】</p> <p>様々な健康被害をもたらしていると近年指摘されている上記①～③については、国民の健康に密接に関わる重要問題であり、公益性が高い。</p>
	<p>【有効性】</p> <p>①花粉飛散予測に関する調査研究の成果を生かして、花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測を行うとともに、花粉症保健指導マニュアル作成を通じての情報提供を行っており、花粉症に対する政府全体の取り組みの中で重要な役割を担っている。</p> <p>②黄砂の健康影響については、知見の収集及び調査・研究を継続しており、将来的に実態が明らかになると考えられる。</p> <p>③マニュアル等に科学的知見をまとめ、広く一般国民への普及啓発を行っている。</p>
	<p>【効率性】</p> <p>関係省庁連絡会議等を活用して、各省との役割分担等の下、調査研究を推進することにより、効率的に進めている。</p>



<p><今後の展開></p> <p>①スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化を進めるとともに、スギ・ヒノキ科以外の花粉への対応を検討していく。</p> <p>②黄砂の健康影響についての知見を収集し、実態を明らかにしていく。</p> <p>③電磁界・熱中症・紫外線について、最新の科学的知見を把握し、必要に応じてマニュアル等を更新し、普及啓発をより一層進めていく。</p>

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等				
公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)				
石綿による健康被害の救済等に関する法律(平成18年法律第4号)				
目標番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H21当初		
		H21当初	H22当初	H23反映
7-1	①環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査)	143,112	167,091	
	②局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査	700,000	284,939	
	③公害健康被害補償給付支給事務費交付金	1,171,886	1,177,116	
	④公害保健福祉事業助成費	59,479	59,545	
	⑤自動車重量税財源公害健康被害補償に係る納付金財源交付	9,841,000	9,624,000	
	⑥公害健康被害補償基礎調査費	12,403	12,416	
	⑦公害健康被害補償不服審査会等経費	96,437	84,901	
	⑧公害健康被害補償基本統計調査費	5,043	4,458	
	⑨自立支援型公害健康被害予防事業推進費	205,000	200,000	

	⑩環境保健対策推進共通経費	38,383	36,307	
	*イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究	-	-	
	*イタイイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実態調査費	-	-	
7-2	①健康被害救済特別措置費	6,747,729	7,160,519	
	②水俣病対策地方債償還費	4,754,712	4,475,019	
	*水俣病に関する総合的研究	37,294	56,198	
	*国立水俣病総合研究センター調査研究費	370,911	361,562	
7-3	① 石綿健康被害対策室関係経費	20,727	20,945	
	② 石綿健康被害救済制度に関する動向調査	13,685	13,936	
	③ 一般環境経路による石綿ばく露による健康リスク評価に関する調査	94,316	204,642	
	④ 石綿関連疾患に係る医学的所見等の解析調査・還元等事業	40,850	65,249	
	⑤ 指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業	15,402	0	
	⑥ 石綿健康被害救済事業交付金	574,116	490,022	
7-4	①大気汚染物質等健康影響評価事業費	27,040	30,453	
	*環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査	5,796	3,038	

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項 番号	終期を迎えた理由	今後の対応策

⑨特記事項

<p><政府重要政策としての該当></p> <p><当該施策に係る府省庁></p> <p><昨年度評価書からの変更点></p>

⑩各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	
指標の解説	
評価に用いた資料等	



指標に影響を 及ぼす外部要因	
-------------------	--